

個人情報の保護に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（平成28年11月、個人情報保護委員会制定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、学校法人安田学園及びその設置する各学校（以下「学園」という。）が個人情報を取得、利用、保管、その他の取扱いを行うことについて必要な事項を定めるとともに、個人情報の適切な保護に資することを目的とする。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）における特定個人情報及び労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針（平成30年9月7日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号）における健康情報等の取扱いについては、別に定める。

3 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関する取扱い等については、個人情報保護法、ガイドライン及びその他の関係法令を準用する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 生存する個人（学園の学生、生徒、児童、園児及びその保護者並びに学園の役員、職員、同窓会員等、現在及び過去に学園と関わった者すべてを含む。）に関する情報であって、学園が職務上取得又は作成したもののうち、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）、又は個人識別符号が含まれるものという。

(2) 個人識別符号 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機用に変換した文字、番号、記号、その他の符号、又はカードその他の書類等に対象者ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号のうち、個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。

(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等 特定の個人情報について、電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物又は電子計算機を用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則に従って整理、分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態にしているものをいう。

(5) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ 学園が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることで、公益その他の利益が害されるものを除く。

(7) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(責務)

第3条 学園は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであることを認識し、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 学園の職員は、職務上知り得た個人情報を故意又は過失により、漏えい、滅失若しくは毀損（以下、「漏えい等」という。）し、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(学術研究における適用除外)

第4条 この規程は、学園の大学及び短期大学の教育職員が、学術研究の用に供する目的で個人情報を取り扱う場合であって、安田女子大学・安田女子短期大学個人情報の保護に関する細則に定める場合には適用しない（個人

の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く)。

第2章 個人情報の取得、利用

(利用目的の特定、通知又は公表)

第5条 学園は、個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り特定するものとする。

- 2 前項により特定した利用目的は、あらかじめ公表することを原則とするが、やむを得ない場合は、取得後速やかに本人に通知、又は公表するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示するものとする。
- 4 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人若しくは第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、又は学園の権利若しくは正当な利益を害するおそれがある場合
 - (2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用目的の制限、変更)

第6条 取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用するものとする。

- 2 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 3 前2項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国や地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (5) その他第11条に規定する委員会が必要かつ相当の理由があると認めたとき。

(適正取得・適正利用)

第7条 学園は、適法かつ公正な手段により個人情報を取得するものとする。

- 2 個人情報を利用するにあたり、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する方法を用いてはならない。
(要配慮個人情報の取得)

第8条 要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

- (1) 第6条第3項各号に該当する場合
- (2) 当該要配慮個人情報が、本人、国、地方公共団体、学術研究機関等により公開されている場合
- (3) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合
- (4) 第22条第4項各号に該当する場合において、要配慮個人情報の提供を受けるとき。

第3章 個人データの安全管理

(適正な管理)

第9条 学園は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めるものとする。

- 2 学園は、取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報保護管理責任者)

第10条 学園は、この規程の目的を達成するため、次に掲げる責任者を置く。

- (1) 個人情報保護統括管理責任者（以下「統括管理責任者」という。）
- (2) 個人情報保護部門管理責任者（以下「部門管理責任者」という。）

- (3) 個人情報取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）
- 2 統括管理責任者は、学園の各校园長及び法人本部長をもって充て、学園における個人情報の取扱い及び保護について、全ての権限と責任を有する。
- 3 部門管理責任者は、当該部門における個人情報の取扱いについて責任を負う。
- 4 取扱責任者は、所有する個人データ及び個人情報データベース等の管理について責任を負うとともに、本人からの保有個人データに係る請求に関し、この規程に従い、適正に対応及び処理する責任を負うものとする。

（個人情報保護委員会）

第11条 学園の個人情報の保護にかかる重要な事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の審議事項）

第12条 委員会は、次の各号について審議・決定する。

- (1) 個人情報の保護に関する全学的な施策に関する事項
- (2) 統括管理責任者から保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止又は消去の請求等について付議された事項
- (3) その他個人情報の保護に関する重要な事項

（委員会の構成）

第13条 委員会は、安田学園運営協議会規程第2条で規定された構成員をもって構成する。

（委員会の委員長及び副委員長）

第14条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、理事長をもって充て、副委員長は、理事長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

（委員会の運営）

第15条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、学園の個人情報の電子計算機によるシステム上の取扱いについて審議するときは、施設部情報システム課の管理者の意見を求めるものとする。
- 3 委員会は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

（委員会の事務）

第16条 委員会の事務は、総務部総務課が行う。

- 2 会議の議事録は、総務部総務課が作成し、保管する。

（個人データの管理）

第17条 部門管理責任者及び取扱責任者は、所管の個人データの漏えい等の防止、その他個人データの安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 部門管理責任者及び取扱責任者は、個人データを取り扱う者に対し、所管の個人データの安全管理が図れるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（情報漏えいへの対応）

第18条 取扱責任者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに部門管理責任者に報告しなければならない。

- 2 前項の報告を受けた部門管理責任者は、統括管理責任者に報告しなければならない。統括管理責任者は、理事長に報告するとともに、速やかに対応について協議し、必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 学園は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして国の個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、国の個人情報保護委員会及び文部科学省に対し、速やかに事実関係及び再発防止策等の報告をするものとする。
- 4 学園は、前項の報告が必要な場合は、事案について適切に本人に通知するものとする。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

（物理的・技術的安全管理措置）

第19条 学園の施設及び情報システムの管理・運用に係る管理者は、入・退室者による不正行為等の防止のための物理的安全管理措置及び情報システムからの漏えい等の予防のための技術的安全管理措置を講ずるものとする。

2 前項に係る個人情報保護に関しては、別に定めるものとする。

第4章 個人データの委託、共同利用、第三者提供

(委託先の監督)

第20条 取扱責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

2 前項の監督のため、委託先と締結する契約書等に、次に掲げる各号について記載するものとする。ただし、委託の内容又は性質により、記載する必要がないと認められる事項については、この限りでない。

(1) 委託先において講すべき安全管理措置の内容

(2) 委託先の秘密の保持に関する事項

(3) 個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん、複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止

(4) 委託された個人データの再委託の可否及び条件等に関する事項

(5) 委託契約終了の個人データの返却又は委託先における破棄若しくは削除に関する事項

(6) 委託先において個人データの漏えい事故等が発生した場合の報告義務及び責任に関する事項

(7) 委託契約期間等に関する事項

(共同利用)

第21条 学園は、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合には、当該特定の者に個人データを提供することができる。

2 前項の場合において、学園は、次に掲げる各号について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

(1) 個人データを共同利用する旨

(2) 共同利用する個人データの項目

(3) 共同利用する者の範囲

(4) 共同利用する者の利用目的

(5) 共同利用する個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(第三者への提供の制限)

第22条 学園は、第6条第3項の各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。前段の規定は、学園では個人データに該当しないものの提供先において個人データとなることが想定される情報についても適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、統括管理責任者の承認を得て、国の個人情報保護委員会へ届け出たとき（以下「オプトアウト」という。）は、当該個人データを第三者に提供することができる。

(1) 学園の名称、住所及び理事長の氏名

(2) 第三者への提供を利用目的とすること

(3) 第三者に提供される個人データの項目

(4) 第三者に提供される個人データの取得の方法

(5) 第三者への提供の方法

(6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること

(7) 前号の本人の求めを受け付ける方法

(8) 第三者に提供される個人データの更新の方法

(9) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日

3 前項の規定は、次に掲げる事項については、適用しない。

(1) 要配慮個人情報

(2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ

(3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウトにより提供された個人データ（その全部又は一部を複製・加工したものと含む。）

- 4 次に掲げる各号の場合は、第三者提供に該当しない。
- (1) 第20条の規定による委託に伴って個人データを提供する場合
 - (2) 前条の規定による共同利用に伴って個人データを当該特定の者に提供する場合
 - (3) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
- 5 学園は、当該提供先において、個人データの提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい及び盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講すべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講ずるものとする。
- (外国の第三者への提供)
- 第23条** 学園は、次のいずれかに該当する場合に限り、個人データを外国の第三者へ提供することができる。
- (1) 外国にある第三者へ提供することについて、外国の名称、当該外国における個人情報保護の制度及び第三者が講じる情報保護措置等の情報（提供できない場合は、その旨及びその理由）を提供した上で、本人の同意を得ていること。
 - (2) 学園と外国にある第三者との間で当該第三者における個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。
 - (3) 外国にある第三者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること。
 - (4) 第6条第3項各号に該当する場合
- (確認及び記録の作成)
- 第24条** 個人データを第三者に提供する場合は、当該個人データを提供する部門の取扱責任者は、提供年月日、当該第三者の氏名又は名称、連絡先、提供する個人データの項目等を記録し、3年間適切に保存するものとする。前段の規定は、学園では個人データに該当しないものの提供先において個人データとなることが想定される情報についても適用する。
- 2 個人データを第三者から受領する場合は、当該個人データを受領する部門の取扱責任者は、受領年月日、当該第三者の氏名又は名称、連絡先、当該第三者が当該個人データを取得した経緯・方法、受領する個人データの項目等を確認した上で、当該情報を含む受領記録を作成し、3年間適切に保存するものとする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる各号の場合は、適用しない。
- (1) 第6条第3項各号に該当する場合
 - (2) 個人情報取扱業者が利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って、当該個人データが提供される場合
 - (3) 合併その他の事由による事業の継承に伴って、当該個人データが提供される場合
 - (4) 第21条第2項各号に該当する場合
- 4 本人は、第1項又は第2項の記録について、開示を請求することができる。

第5章 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

(保有個人データの本人への周知)

- 第25条** 学園は、保有個人データに関し、次に掲げる各号について、本人の知り得る状態に置くものとする。
- (1) 学園の名称、住所及び理事長の氏名
 - (2) 全ての保有個人データの利用目的（第5条第4項第1号、第2号に該当する場合を除く。）
 - (3) 次条に規定する保有個人データの利用目的の通知請求、第27条に規定する開示請求、第28条に規定する訂正等の請求又は第29条に規定する利用停止等の請求に応じる手続（請求等に係る手数料を含む。）
 - (4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置（ただし、本人の知り得る状態に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
 - (5) 保有個人データの取扱いに関する苦情及び問合せの受付部署
- (利用目的の通知)

- 第26条** 統括管理責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 前条の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第5条第4項第1号又は第2号に該当する場合

2 統括管理責任者は、当該保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を文書により通知するものとする。

(保有個人データの開示)

第27条 統括管理責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 学園の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合
- (4) その他、委員会が正当な理由があると認めたとき。

2 統括管理責任者は、開示を求められた保有個人データの全部又は一部の開示につき、必要に応じて、あらかじめ委員会に付議し、意見を聴くことができる。

3 開示の方法は、電磁的記録の提供による方法、その他国の個人情報保護委員会規則で定める方法のうち、本人が請求した方法による。ただし、当該方法による開示が困難である場合は、当該保有個人データの記載されている文書の写し（電磁的記録の場合は、これをプリントアウトしたもの）の交付等、その他の適宜な方法をもって開示することができる。

4 統括管理責任者は、保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき、又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知するものとする。

(保有個人データの訂正等)

第28条 統括管理責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 統括管理責任者は、当該保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を文書により通知するものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第29条 統括管理責任者は、本人から、当該保有個人データが次のいずれかに該当するとの理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）の請求を受け、その違反事実を確認したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行うものとする。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置を取ることができる。

- (1) 第6条の規定に違反して目的外利用されているとき。
- (2) 不正の手段により取得されたものであるとき又は不適正な方法により利用されているとき。
- (3) 第8条の規定に違反して要配慮個人情報が取得されているとき。
- (4) 第22条又は第23条の規定に違反して第三者に提供されているとき。
- (5) 学園が利用する必要がなくなったとき。
- (6) 漏えい等の事態が発生したとき。
- (7) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとき。

2 統括管理責任者は、前項の規定により求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(開示等の請求手続)

第30条 第24条第4項、第26条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は前条第1項の規定による請求（以下「開示等の請求」という。）をするときは、本人であることを明らかにし、保有個人データ開示・停止等請求書（別記様式第1号）に必要な事項を記載し、当該統括管理責任者宛てに提出するものとする。

2 統括管理責任者は、本人に対し、開示等の請求に関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。

3 開示等の請求は、代理人によってすることができる。

4 開示等の請求に係る手数料は、別に定めるものとする。

(苦情及び相談への対応)

第31条 学園は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談があった場合には、迅速かつ適切に処理する。

- 2 本人は、個人情報の取扱いに関する事項について、苦情及び相談がある場合は、統括管理責任者に対して、申立てをすることができる。
- 3 統括管理責任者は、個人情報の取扱いに関する苦情及び相談の申立てがあった場合には、速やかにその内容を明記した文書をもって理事長に報告するものとする。
- 4 統括管理責任者は、苦情及び相談の内容により委員会に審議を要請することができる。この場合において、委員会は、審議を必要と認めたときは、速やかに必要な調査を行い、審議するものとする。

第6章 雜則

(個人情報保護の周知徹底)

第32条 総務部長は、個人情報の保護及び取扱いに関するこの規程の周知徹底を図るものとする。

(規程の解釈)

第33条 この規程の運用及び解釈等について疑義が生じた場合は、委員会において、その解釈等を定めるものとする。

(規程の改廃)

第34条 この規程の改廃は、委員会の議を経て行うものとする。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な細則は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。